

「彦根城」世界遺産登録の推進について

教育・文化スポーツ常任委員会 資料4
令和元年(2019年)10月7日
教育委員会事務局文化財保護課

1 世界遺産とは

① 概要

- 世界遺産条約に基づき、世界遺産一覧表に記載された文化財、自然、景観
- 人類全体にとって価値がある遺産(不動産)
- 文化遺産・自然遺産・複合遺産に区分

② 登録の条件

- OUV(顕著な普遍的価値)の証明—人類全体にとっての価値
- 真正性:当時の姿が保たれている
- 完全性:価値を証明するための資産が過不足なく揃っている
- 資産・緩衝地帯が適切に保存管理されている

③ 登録の基準(価値)=(i)~(vi)

- 彦根城:「文明・文化的伝統の存在を示す唯一無二のもの」=(iii)



2 経過

H 4	ユネスコの暫定一覧表に記載
H19~	彦根市が独自の取り組みを開始
H26~	県・市の連携強化、文化財専門職員派遣開始
H27.8	文化庁が「姫路城との差別化」を了承
H30.6	文化庁が顕著な普遍的価値(OUV:Outstanding Universal Value)の方向性「武士による統治の仕組み」を了承
.10	文化庁が「推薦書原案」の作成を了承
H31.3	彦根市が「推薦書原案骨子」を文化庁へ提出
R 1.5	「推薦書原案骨子」が文化庁文化審議会で詳しく紹介
.7	文化庁担当調査官との協議
	推薦書原案の早期作成、県の主体的取り組み、文化庁の全面支援

3 彦根城の価値 「文明・文化的伝統の存在を示す唯一無二のもの」=「武士による統治の仕組み」

① 概要

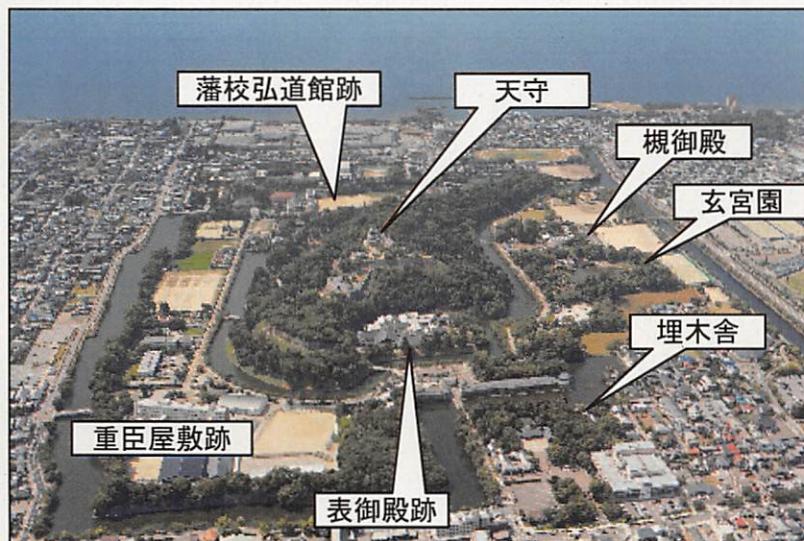
彦根城は、武士が戦士から統治者へ自らの役割を変えることにより、200年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持した江戸時代の統治の仕組みを表す主要な文化財が真実性・完全性をもって、最も良好に保存されている城である。

② 武士による統治の仕組み

江戸時代は、城主と重臣が城に集住し、重臣の合議で決められた政治方針に従って、組織的に領地全体を統治した。丘の上に天守がそびえ、その麓に城主の住む御殿があり、重臣たちの屋敷が周囲を取り囲む彦根城の全体構成は、武士が築いた統治の仕組みを形にしたものである。

③ 武士の統治者としての成長

武士は、徳のある統治者であり続けるため、文武両道の学びに励んだ。儒学などの学問、和歌などの古典的な教養、茶の湯・能・武芸などの作法・精神を総合的に学び、統治者としての素養を高め、成長することで、太平の時代を長く維持することに成功した。



天守	◎
御殿	遺構
重臣屋敷	◎
庭園	◎
藩校	遺構

4 世界遺産登録までの手続き

一般的な流れ

- 国(文化庁)による2年前ヒアリングの公募(例年2月開始、3月〆切)
 - 都道府県が「2年前ヒアリング」に応募、「推薦書原案」を提出
 - 「2年前ヒアリング」の公募は、自治体からの推薦依頼の受付を意味する。
 - 「2年前ヒアリング」の名称は、文化庁が、登録案件のヒアリング・審議を、ユネスコへ推薦書を提出する2年前を目処に始めることに由来する。
- 文化庁文化審議会のヒアリング・審査、「推薦書原案」修正
 - 修正した推薦書原案の受付は、年1回(公募と同じ時期)のみである。
- 国において「推薦書」完成、国内推薦決定(国ごとに年1件のみ)
- 国からユネスコ(国際連合教育科学文化機関)へ「推薦書」を提出
- ユネスコからイコモス(国際記念物遺跡会議)へ諮問→イコモスの現地視察
- イコモスからユネスコへ勧告→ユネスコの審査、登録可否の決定
世界遺産の審査は、国内、国外(ユネスコ)ともに年々厳しさを増している。

目標

令和元年度末	① 国(文化庁)による2年前ヒアリングの公募(例年2月開始、3月〆切) →都道府県が「2年前ヒアリング」に応募、「推薦書原案」を提出
令和2年度【第1稿】～令和4年度【第3稿】	② 文化庁文化審議会のヒアリング・審査、「推薦書原案」修正 修正した推薦書原案の受付は、年1回(公募と同じ時期)のみである。
令和4年度	③ 国において「推薦書」完成、国内推薦決定(国ごとに年1件のみ)
令和5年度	④ 国からユネスコ(国際連合教育科学文化機関)へ「推薦書」を提出
令和6年度	⑤ ユネスコからイコモス(国際記念物遺跡会議)へ諮問→イコモスの現地視察
	⑥ イコモスからユネスコへ勧告→ユネスコの審査、登録可否の決定 世界遺産の審査は、国内、国外(ユネスコ)ともに年々厳しさを増している。